

令和 8 年度
重要事項説明書

大地の子福祉会
大地の子おひさま保育園

目 次

- ① 事業者、施設の概要、施設・設備の概要 . . . P.1
- ② 法人理念、運営理念、施設の目的・運営方針、保育の理念・方針・目標・内容、提供する保育の特色 . . . P.2～3
- ③ その他実施する事業、職員体制、保育の提供を行う日及び提供を行わない日 . . . P.3
- ④ 保育を提供する時間、土曜保育の利用について、土曜日利用について、行事について、利用料金等 . . . P.3～5
- ⑤ 利用の開始・終了・留意事項、保育中の体調不良によるお迎えについて、薬の取り扱いについて . . . P.5～6
- ⑥ 給食等、保育園における食物アレルギー対応（除去食の考え方等）嘱託医 . . . P.6～7
- ⑦ 緊急時における対応、非常災害対策、緊急連絡・お知らせ事項について、虐待防止のための措置 . . . P.7～8
- ⑧ 怪我と保険について、安全面について
乳幼児突然死について . . . P.8～9
- ⑨ 個人情報保護に関する事項、秘密保持に関する事項、地域との連携に関する事項 . . . P.9～10
- ⑩ 賠償責任保険の加入状況、業務の質の評価について、苦情相談窓口・第三者委員の設置、その他運営に関する事 . . . P.10～11
- ⑪ 利用時間・延長時間・預かり保育時間と料金について . . . P.11

① 事業者、施設の概要、施設・設備の概要

【事業者】

事業者の名称	社会福祉法人大地の子福祉会
事業者の所在地	沖縄県糸満市字兼城 341 番地
事業者の TEL・FAX	TEL : 098-994-9288 FAX : 098-995-3316
代表者氏名	理事長 上原 優子
法人設立年月日	平成 16 年 3 月 10 日
定款の目的に定めた事業	保育所の経営、小規模保育事業の経営

【施設の概要】

種類	地域型小規模保育園 A 型			
名称	社会福祉法人大地の子福祉会 大地の子おひさま保育園			
所在地	沖縄県糸満市字糸満 1577-1-2			
TEL・FAX	TEL : 098-994-5650 FAX : 098-987-1800			
施設長氏名	高山 千晶			
開設年月日	令和 3 年 4 月 1 日			
利用定員		0 歳児	1 歳児	2 歳児
	3 号	6 人	6 人	6 人
連携施設	大地の子こども園、糸満ちくば第 2 こども園、糸満南こども園			
親子ひろば「おひさま」	毎週火曜日 9:30~10:30			

【施設・設備の概要】

敷地面積	399 m ²		
園舎	構造	木造平屋建て	
	延床面積	230.20 m ²	
施設設備の数と面積	乳児室	1 室	24.98 m ²
	ほふく室	1 室	31.08 m ²
	保育室	1 室	35.63 m ²
	配膳室	1 室	11.19 m ²
	調乳室	1 室	3.66 m ²
	トイレ	1 室	10.43 m ²
	医務室兼事務室	1 室	19.44 m ²
屋外遊戯場（園庭）	44.61 m ²		

② 法人理念、運営理念、施設の目的・運営方針、保育理念・方針・目標・内容、提供する保育の特色

【法人理念】人々の幸福な人生に貢献する ①愛する心、②自立の心、③相互扶助の心

人々が幸せな人生を送るために、愛する心と自由な空間の中で人権が尊重され、夢あふれる相互扶助の社会づくりに貢献する。

【運営理念】「笑顔あふれる運営」「相互扶助の運営」「共に育ちあえる運営」

【施設の目的、運営方針】

【施設の目的】大地の子おひさま保育園（以下「当園」という。）は、就学前の子どもに関する保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の保育を行うことを目的とします。

◆運営方針

ア. 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。

イ. 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定地域型保育を提供するよう努めます。

ウ. 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

エ. 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

オ. 当園は、「糸満市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとします。

【保育の理念、方針、目標、内容】

【保育理念】	【保育方針】
自己肯定感を育む／生きる力と心を育む	一人ひとりの気持ちに寄り添い、自主性と協調性を育む
【保育目標】	【保育内容】
だ・・誰とでも仲良く遊ぶ子	選べる環境作りと、縦割り保育で自ら育つ力を支援する
い・・いつも笑顔で優しい子	5つの快（快食、快眠、快便、快話、快清）で子どもの生活リズムを確立する
ち・・力強く自立する子	様々な体験を通し、自信のある子を育む
の・・のびのび元気な子	充実した給食の提供と、運動遊び等で元気な体作りを促進する
こ・・言葉で伝えあい、人の話が聞ける子	教育環境を創意工夫し、人と関わる力を育む

【提供する保育の特色】

大好き保育・褒める保育を大切にし、自己肯定感を育ててまいります。
 「家庭的な環境」・一人ひとりの「育ちの芽（敏感期）」を大切にします。・少人数異年齢保育で「きょうだい」のような保育で心を育てます。
 「遊びの環境」・異年齢児交流・菜園活動・虫歯 ゼロをめざして・絵本・コーナー保育・運動あそび・音楽あそび・季節のあそび・園庭あそび・ハイハイデッキ
 「地域開放」・地域の人との関わりを大切に、子育てを楽しみます。・園周辺散歩・親子ひろば「おひさま」交流・2歳児連携園（本園）との交流

③ その他実施する事業、職員体制、保育の提供を行う日及び提供を行わない日

【その他実施する事業】

延長保育	有	障がい児保育	有
地域活動事業	地域の子育て事業・乳幼児保育に関する相談・助言		

【職員体制】（変更もありあります）

役職	員数	職務の内容
施設長（園長）	1名	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、子どもを全体的に把握し、園務をつかさどる。
専門リーダー	1名以上	4つ以上の専門分野の研修を終了し、専門分野で専門性を発揮するとともに、専門分野のリーダーとして、保育の質の向上と支援に貢献する。子育て支援担当は、地域の保護者支援・子育て支援を行う。
職務分野別リーダー	1名以上	1つ以上の専門分野の研修を終了し、職務分野で専門性を発揮するとともに、職務分野のリーダーとして、保育の質の向上と支援に貢献する。
保育士	1名以上	園長を補佐し、保育に従事し、計画の立案・実施・記録及び家庭連絡・保護者支援等の業務を行う。
嘱託栄養士	1名	給食の献立を作成し、献立に基づき、給食及びおやつを調理し、アレルギー等の対応をする
嘱託医（小児科・歯科）	2名	子どもの健康に関する診察・指導、子どもの歯科衛生に関する診察・指導、虫歯の予防に関する助言を行う。

【保育の提供を行う日及び提供を行わない日】

開所日	月曜日から土曜日
休所日	日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）、慰霊の日（6月23日）

④ 保育を提供する時間、土曜保育の利用について、行事について、利用料金等

【保育を提供する時間】

(1) 開所時間

月曜日～土曜日	7時から18時まで
---------	-----------

(2) 保育時間

利用区分	利用時間	延長保育	
3号認定 (標準時間)	月～土曜日 7:00～18:00	月～金 18:00～18:30	
3号認定 (短時間)	月～土曜日 a. 8:00～16:00 b. 8:30～16:30 c. 9:00～17:00	月～金 前延長 7:00～ 後延長 18:30 まで	右記 a,b,c の利用開始・終了 時間帯に 応じて
		月～土 前延長 7:00～ 後延長 18:00 まで	

【土曜保育の利用について】

食材発注、職員配置の関係上、「土曜保育利用申込書」を毎月 25 日までに提出をお願いします。突発的に利用する場合は、専用用紙に記入の上、利用する週の水曜日までに提出をしてください。水曜日を過ぎてから提出した場合は弁当持参となりますのでご了承ください。

【土曜日利用について】

第2・3土曜日は職員の園内研修等がありますので、可能な世帯は家庭保育のご協力をお願いします。なお、利用希望者は弁当持参となります。

※土曜保育の利用希望者は、新年度開始前に「令和8年度土曜保育申請書及び勤務証明書(両親)」の提出をお願いします。

※7月4日、12月26日、3月6日は全職員参加研修、室内環境整備、園内外清掃活動(ワックス清掃、高圧機洗浄等)を行いますので、終日家庭保育のご協力をお願いします。

【行事(親子参加型)について】

親子参加型の行事は平日に実施する予定ですが、都合により日程が変更になる場合があります。

※行事終了後、行事の後片付け、ミーティング、保育環境の整備活動等を行いますので、可能な方は行事終了後、家庭保育のご協力をお願いします。

【利用料金等】

(1) 利用料金 (※金額及び対象年齢が変わる場合もあります)

保育に係る利用者負担額(保育料3号)	保護者が居住する市町村が定める利用者負担額(保育料)
延長保育料	18:00～18:30(月～金) 300円/30分 ※短時間保育の場合、月～土の利用時間外は前延長・後延長ともに300円/30分となります(平日最大2,400円/240分)
保護者会費	月額 300円/人

※保育料や給食費等の支払いが2カ月滞った場合には連帯保証人へ請求しますが、それでも未払いが続くならば、該当園児の受入拒否または退園の手続きを行う場合もありますので、くれぐれもご注意ください。

(2) 個人用購入物品 実費徴収となります。指定日までに必ずお支払いください。

購入目的	保育の実践のために使用するため			備考
物品名称	帽子			物価変動等で金額が変更になることもあります、あらかじめご了承ください。
対象年齢	0～2歳児	金額	955円	

(3) 支払方法

保育に係る利用者負担額（保育料）	<u>口座振替</u> 口座引き落とし日は毎月17日（17日が休日の場合は翌営業日）
延長保育料	※引き落とし手数料（100円+税）は、保護者負担となります。残高不足の場合は、保護者が振込手数料負担で、園の口座に振り込んでいただきますのでご了承ください。
保護者会費	

⑤ 利用の開始・終了・留意事項、保育中の体調不良によるお迎えについて、薬の取り扱いについて

【利用の開始・終了・留意事項】

(1) 利用の開始について

糸満市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が、**【本重要事項説明書等に同意され、且つ「利用に関する確認兼同意書・誓約書」を提出した後に】**保育の提供を開始します。

(2) 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。

- ア. 利用園児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- イ. 長期欠席をするとき
- ウ. その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(3) 留意事項

ア（告知・報告）

保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し健全な発育を図るため、乳幼児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を当園に告知していただきます。併せて、保護者と当園は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めます。

イ（保育不可日）

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがあります。

- a 利用乳幼児が感染性の病気で、他の乳幼児に感染するおそれがあるとき。（治癒後、感染症の種類によっては、医師の診断書または保護者が記入する「登園許可書」が必要となります。）
- b 利用乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。
- c 災害の発生、または発生のおそれがあり、危険が想定されるとき。

ウ（不正行為への対応）

当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して糸満市に通知いたします。

【保育中の体調不良によるお迎えについて】

下記の症状が見られた場合は、電話連絡後、1時間以内のお迎えをお願いします。

- ・ 38度以上の発熱、但し熱性痙攣の持病がある園児は37.5度以上の発熱
- ・ 複数回の下痢嘔吐、目の充血、皮膚の湿疹、激しい風邪症状（咳、鼻水、その他）

※病院受診後、感染性がある場合は登園できませんので、ご自宅で療養ください。

※上記以外でも、保護者に判断を仰いでお迎えや病院受診をお願いすることがあります。

【薬の取り扱いについて】

園内外活動中の怪我や園内感染（空気感染、飛沫感染、接触感染）であっても、原則薬はお預かりできませんので、あらかじめご了承ください。園児に与薬が必要な場合は、医師の診察を受ける時に園児が現在何時から何時まで保育園に在園していることや、保育園では原則として与薬ができないことを伝え、保育時間を避けた1日2回の処方にしてもらうことを相談し、ご家庭で与えていただくか、保護者の方が来園して与えてくださるようお願いいたします。但し、慢性疾患など園児が薬の使用なしでは健康的な日常生活を過ごせない場合に限り、医師の診断書をもとに、指示薬をお預かりして与薬していきます。また、解熱剤を服用後、予防接種後も登園はできませんのでご注意ください。

- 与薬が可能な薬：慢性疾患（心臓病など）の治療薬、熱性けいれん、てんかん等の予防薬、抗アレルギー薬、喘息薬、アトピー性皮膚炎、湿疹等の軟膏

⑥ 給食等、保育園における食物アレルギー対応、嘱託医

【給食等】

(1) 給食の提供にあたって（株）日清医療食品へ業務委託し、大地の子こども園で調理を行ない、搬入で提供します。

・ 喫食発注のため、遅刻やお休みの場合は8時30分までにご連絡ください。

・ 栄養士による年齢に合わせた栄養や個人の成長を考慮した完全給食です。

・ 保育園では、栄養を十分に考慮した給食（主食、副食、おやつ）を行っております。献立表や食育だよりを毎月コドモンにて配信しますので、ご家庭の食事にも献立表を活用し、バランスの取れた食事をさせてください。

・ アレルギー体質のお子さんは、医師の「生活管理調査表」「検査報告書」「指示書」に基づいて個々に合わせた完全除去食と代替食で対応しています。

・ 食育の取り組み、偏食指導

・ 園が提供する「食べて欲しい食材リスト」を試していただき、入園前にはアレルギー等がないか必ずご確認をお願いします。

・ 入園前に断乳が済んでいますとスムーズに集団生活へ馴染んでいきますので、断乳のご協力をお願いします。

(2) 給食の開始時間について

※食事の取り置きは、離乳食は10時30分、幼児食は11時までです。以降の登園は各自で食事をすませたからの登園となります。なお、土曜日は本園での合同保育のため、午前間食（おやつ）を希望する0～1歳児は8時55分までに必ずコドモンで登園の打刻を行なってください。

	0歳児	1歳児	2歳児
午前間食	9 : 0 0		
昼 食	1 0 : 3 0	1 1 : 0 0	
午後間食	1 4 : 3 0	1 5 : 0 0	
備 考	離乳食は2回食（10：30、14：30）※発達に応じて食事の時間が変わります		

【保育園における食物アレルギー対応（除去食の考え方等）】

ア.	食物アレルギー対応は、栄養士の指導の下、除去食や代替食を慎重に進めていきます。必要な際は、医師からの「検査報告書」「指示書」「生活管理指導表」をご提出ください。
イ.	保育所の食物アレルギー対応における原因食品の除去は、完全除去を行うのが基本です。
ウ.	離乳食・幼児食を含め、子どもが初めて食べる食品は、家庭で安全に食べられることを確認してから保護者の同意書を提出し、園での提供になります。 <u>なお、初めて食べる際には翌日が休みの日（日曜・祝日・保護者の休み）に行い、登園する日は食べないようにしてください。</u>
エ.	食物アレルギーの有症率は、乳児期が最も多いですが、成長と共に治癒する事が多いことから年1回の医師の「生活管理指導表」を提出して見直しを行います。
オ.	給食の提供を前提として食物アレルギーのない子どもと変わらない安全・安心な給食が提供できるよう環境（設置場所・配膳・配食者等）を整備します。 (厚生労働省 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 2019年改訂版 参照)

【嘱託医】

以下の医療機関（小児科・歯科）と嘱託医契約を締結しています。

類 型	医療機関名	院長名	所 在 地	電話番号
小児科	くでけん小児科	久手堅 修	糸満市6丁目11-8チャイルドハウス2階	994-2099
歯 科	上原歯科クリニック	上原 智也	糸満市西崎6-15-2	992-2888

⑦ 緊急時における対応、非常災害対策、緊急連絡・お知らせ事項について、虐待防止のための措置

保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、原則、 <u>保護者の勤務先へご連絡差し上げますが、連絡が取れない場合は緊急連絡先に行きます。</u> また緊急時には、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、ご了承ください。 ※職場や携帯の変更は、必ず糸満市保育こども園課や当園に申し出てください。

〈近隣の緊急連絡先〉

警 察 署	糸満警察署：995-0110 ※警察直通の通報装置の設置
消 防 署	糸満市消防本部：992-3661
保 安 警 備	レキオ・セキュリティーサービス：852-2700

【非常災害対策】

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員へ周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な地震訓練等を実施しています。当園ではホームページやコードモン等で、緊急時やお知らせ事項等を配信していますのでご確認をお願いします。

<地震津波災害時避難場所>

第1：園庭、第2：アンソレイエ（隣接アパート）第3：糸満小学校

防火管理者	高山 千晶
消防計画届出年月日	消防署 令和3年3月27日
避難訓練	毎月1回避難訓練を実施（避難・救出・消火・防火と幼年消防の誓い・道路のクリーンアップや近隣への啓蒙活動を行う）地震・津波避難訓練、不審者対策訓練を実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、火災通報設備

【緊急連絡・お知らせ事項について】

当園では緊急時やお知らせ事項（園だより、クラスだより、保育活動内容、献立等）の連絡方法として、スマートフォンアプリ「コードモン」を利用しています。保護者の携帯電話に「コードモンアプリ」の登録が必須事項となります。登録後、園からのメッセージを確認でき、保護者からも出欠等の連絡を当園に送る事ができますので、ぜひご活用ください。

【虐待防止のための措置】

利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を定め、職員に対する研修を実施します。必要に応じて行政機関と連携を図ることで、情報の共有を行い、虐待防止に努めてまいります。

虐待防止責任者	氏名：高山千晶 TEL：994-5650
---------	----------------------

⑧ 怪我と保険について、安全面について、乳幼児突然死について**【ケガと保険について】**

当園には多数の園児が共同生活を営んでおり、怪我や事故のリスクが少なからず潜んでいます。園児の怪我や事故防止のために、配置基準以上の職員を配置し、安全対策は十分に努めていますが、日常的に不可抗力や自損による怪我也多いこともご理解の上、お預けください。安全な環境を提供するためには、園と保護者が連携・協力し合うことが重要ですので、以下のルールを守ることが大切です。（ルール事例：頭部保護のため園庭活動や園外活動時は帽子を必ず着帽する、園児同士の怪我防止のため爪は短く切る、おもちゃや食べ物・薬・家庭用品などは園内に持ち込まない、お部屋で走らない、駐車場では大人と手をつなぐ等）緊急時に備えて全園児対象の傷害保険に加入しております。園児が事故や重度の怪我を負った場合、保護者へ連絡を行いますが、怪我等の程度によっては、病院受診の対応や同行をお願いする場合があります。当園では保険証の預かりは行いませんが、病院受診をした際には保険証の提示が求められますので、お手数ですが病院へ保険証をご提出いただきますようお願いいたします。なお、園児の事故や怪我に伴う保護者の休業補償は対応できませんのでご了承ください。

【安全面について】

当園では、職員が糸満消防署や外部講師による普通救命講習を受講しています。

【乳幼児突然死について】

◆園での対応

- 赤ちゃんを一人で寝かせません。※うつ伏せ寝はさせません。
- 毎朝の受け入れ時の視診を重視し、体調に気を付けます。
- 一人ひとり保育士が見守り、赤ちゃんの様子を定期的に観察します。
- 簡易ベッドを使用しています。空気の通りがよく、窒息等を予防します。
- 枕は使いません。布団の周りにはひもやタオル・ぬいぐるみ・おしゃぶり・スタイなど、危険なものは置きません。
- 定期的に健康診断を行い、お子さんの発達の様子を把握していきます。
- 0-1歳クラスは5分おき、2歳クラス（3歳児未満）は10分おきの睡眠チェックを行っております。

（厚生労働省 乳幼児突然死症候群（SIDS）診断ガイドライン第2版参照）

⑨ 個人情報保護に関する事項、秘密保持に関する事項、地域との連携に関する事項

【個人情報保護に関する事項】

当園は、園児および保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて「個人情報の保護に関する法律」及び関連法令等を遵守し、園方針に基づいて個人情報保護に努めております。個人情報の使用について安全に留意するとともに意見を尊重し、以下のとおり、個人情報を適切に取り扱います。

ア 当園での個人データの利用

- ・園生活において、園児が必要とする箇所（ロッカー、靴箱等）や個人で使用する物品（帽子・コドモン入退室カード等）に名前を記載します。
- ・園内の掲示物（クラス誕生表、当番表、園児作品等）
- ・園だより・クラスだより・行事写真に写真を記載します。
- ・運動会・生活発表会等のDVD販売として撮影されます。

イ パンフレット・ポスター・ホームページ・コドモン等での写真データの利用

- ・当園で撮影した画像データは、当園に関するパンフレット・ポスター・ホームページ・コドモンなどで使用します。
- ・個人が特定できる個人情報の記載は行いません。
- ・保護者から写真の撮影中止・修正の要請を受けた場合は内容確認の上、速やかに対応をします。

ウ 保護者による園内にて園庭で遊ぶ園児の写真及び動画撮影や子どもの写真及び名前が記載されている掲示物の撮影禁止について

- ・個人情報保護のため、写真及び動画撮影は、禁止とさせていただきます。
- ・保護者参加の行事等は、撮影は可能としますが、他園児が写っている静止画や動画をSNSへの投稿・配信する行為は禁止となります。

- ・入園の際に「個人情報取り扱いに関する同意書」を提出して頂き、保護者の承諾の有無の確認を行います。

【秘密保持に関する事項】

- ・当園では園内における撮影に関して、個人情報保護の観点から禁止とします。
- ・当園の職員は、業務上知り得た利用乳幼児及び支給認定保護者秘密を保持し、職員の退職後においても同様に秘密を保持します。

【地域との連携に関する事項】

地域交流、地域のお年寄りと一緒に手遊びや交流をします。

大地の子おひさままつり	地域の家族が、踊りやゲーム等に参加し交流する
人形劇観劇	地域の方と一緒に人形劇観劇をし、交流する
その他	小中高からの職場体験、インターシップの受入れ・園庭開放

- ⑩ 賠償責任保険の加入状況、業務の質の評価について、苦情相談窓口・第三者委員の設置、その他運営に関する事

【賠償責任保険の加入状況】以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	賠償責任保険（施設管理者・生産物）、普通傷害保険
保 険 の 内 容	賠償責任保険：施設・設備の不備および施設を拠点に行う業務より発生した事故の損害補償リスク及び、製造・販売した製品・サービスなどが原因の事故による損害賠償リスクを補償する

【業務の質の評価について】

保 育 所 の 自 己 評 価	実施方法：国の定めるガイドラインに準拠して園内の自己評価を集計し、課題に取り込む／公表方法：園内掲示
-----------------	----------------------------------------------------

【苦情相談窓口・第三者委員の設置】

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しております。

相談・苦情受付担当者	平良 洋美	連絡先 TEL 098-994-5650 ※第三者委員は園内掲示
相談・苦情解決責任者	高山 千晶	
第三者委員	崎濱 盛道、渡久山 絹枝	

【その他運営に関する事】

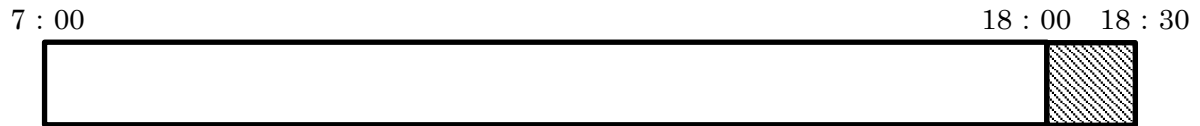
- ・当園の敷地内及び駐車場はすべて禁煙です。
- ・当園では保護者会活動を行っており、活動費を徴収して園児の保育活動にも使用しています。
(親子行事・お土産、じゃがいも掘り、クラス写真、消耗品等)
- ・登降園については、原則として保護者が付き添うものとします。
- ・出欠の連絡は、原則保護者がコドモンまたは電話連絡で行うものとします。

- ・保護者から当日の出欠連絡がない場合には、施設から電話連絡等で状況を確認します。
- ・休園、退園、転園をする際には、園長に届け出てください。

⑪ 利用時間・延長時間・預かり保育時間と料金について

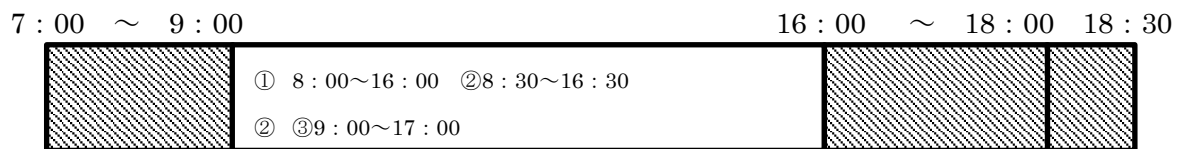
【利用時間・延長時間・預かり保育時間と料金について】

3号（標準時間）



○料金：糸満市の定める利用者負担額＋延長利用料（延長利用者のみ）

3号（短時間）※利用時間により異なる



○料金：糸満市の定める利用者負担額＋延長利用料（延長利用者のみ）



※土曜日は18:00までとなっており、延長保育はありません。

※延長保育料は30分300円となります。

令和8年度改訂版